

行政情報

臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ

給付の対象になると思われる方には4月下旬に申請書を送付しました。

臨時福祉給付金(経済対策分)

基準日(平成28年1月1日)において、市内に住民登録がされている方で、平成28年度分(平成27年中)市民税(均等割)が課税されない方

※ただし、次の方は対象外です。

- ・自身を扶養している方が課税されている場合
- ・生活保護を受けている場合

合計
給付額
1人につき15,000円

申請期間
4月24日(月)～8月31日(木)

申請場所
市役所4階 40会議室

申請方法
入学予定児童保護者
申込方法 電話で申し込みください。

お問い合わせ
電話 90-8044(午前8時30分～午後5時、土日・祝日を除く)

就学相談

来春、小学校に入学予定のお子さんで、障害がある、または学習や生活に困難が予想されるお子さんの就学に関する相談を行います。

とき
5月～7月の毎週金曜日

場所
市役所4階 40会議室

対象
平成30年度小学校入学予定児童保護者

申込方法
電話で申し込みください。

個人情報保護条例の改正

今回の改正の主な内容は、オンライン結合による個人情報の取り扱いの見直し、開示することができない情報(不開示情報)の整理および類型化、罰則規定

の新設です。また、改正した内容は罰則規定を除き、平成28年12月20日に施行されました(罰則規定については、4月1日に施行されました。詳しくは、ホームページをご覧ください。)

お問い合わせ
電話 90-8044

地価公示ってなに?

地価公示とは一般の土地売買の際の目安となる価格を示すもので、毎年1月1日時点の標準地の価格が国土交通省から公示されます。

お問い合わせ
電話 90-8044

空き地は適正に管理しましょう!

空き地の所有者は、雑草の繁茂や、害虫の発生等により周辺の住民の迷惑にならないよう適正に管理しましょう。

お問い合わせ
電話 90-8044

住民票の申請

住民票は、本人および同一の世帯の方が申請することができ、代理人が申請する場合は、申請する方からの委任状が必要です。

お問い合わせ
電話 90-8044

女性人材リスト登録者を募集

市では、市が設置する各種審議会・委員会等への女性委員の登用率を40%以上に高めることを目標としています。

お問い合わせ
電話 90-8044

工業統計調査を実施します

平成29年工業統計調査を、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に6月1日を調査期日として実施します。

お問い合わせ
電話 90-8044

クマ出没注意

クマが出没する季節となりました。ハイキングや、山間部で農作業を行う際には、ラジオや鈴等の音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせるようにしてください。特に、クマの行動が活発になる早朝や夕方には、周りに注意してください。

お問い合わせ
電話 90-8044

ご存知ですか? 児童扶養手当・母子父子家庭医療費助成制度

児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童(または、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある方)を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

※遺族年金等の公的年金を受け取る資格がある方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合に、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

※施設入所者等は手当が支給されません。

対象

- 父母が婚姻を解消し、父または母と生計を同じくしていない児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害者である児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母がDV防止および被害者保護に関する法律の規定による保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 父・母ともに不明である児童(孤児等)

※手当を受給してから5年を経過した時(手当を受給してから5年を経過していなくとも、支給要件である離婚や死別等から7年経過した時)は、手当額の一部が支給停止となる場合があります。

母子・父子家庭医療費

母子・父子家庭を対象に医療費を助成する制度です。健康保険等により、本人の負担する額から、入院の場合は、1件2,000円(食事療養費除く)、外来の場合は、1件1,000円を差し引いた金額を助成します。ただし、高額医療費または、付加給付金が支給される場合は、その額を差し引きます。

※いずれの制度も所得制限があります。

問い合わせ
子育て支援課(内線2512・2513)
各総合支所保健福祉課

児童扶養手当月額(物価スライド等により改定される場合があります)

〈本体額〉	
全部支給	42,290円
一部支給	42,280円～9,980円
〈第2子加算額〉	
全部支給	9,990円
一部支給	9,980円～5,000円
〈第3子以降加算額〉	
全部支給	5,990円
一部支給	5,980円～3,000円

石巻高等技術専門校 平成29年度離職者等再就職訓練「IT基礎科(第2回)」学生募集

パソコンを活用した、ビジネスの現場に必要な事務処理能力の知識と技能を習得するための訓練です。

とき 6月22日(木)～9月21日(木)

ところ JMT C石巻教室(蛇田字新下沼70-8)

対象 ハローワークの受講指示、受講推薦または支援指示を受けられる方

定員 15人

料金 授業料は無料(テキスト代として約12,000円)

申込方法 ハローワークの職業相談窓口で相談の上、申し込みください。

申込期限 4月27日(木)～6月7日(水)

問い合わせ
宮城県立石巻高等技術専門校 ☎22-1719

義務がある重要な統計です。

5月中旬から、調査の対象となる事業所に知事が任命した調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ
電話 90-8044

クマ出没注意

クマが出没する季節となりました。ハイキングや、山間部で農作業を行う際には、ラジオや鈴等の音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせるようにしてください。特に、クマの行動が活発になる早朝や夕方には、周りに注意してください。

お問い合わせ
電話 90-8044

行政情報

建築物等耐震対策助成事業

1 危険ブロック塀等除却事業
通学路等の道路に面した高さ1メートル以上の危険なブロック塀等を除却等する場合、除却等費用の一部を助成します。

2 木造住宅耐震診断助成事業
昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法による3階建て以下の木造住宅の耐震診断を希望する場合、市で耐震診断士を派遣し、耐震診断および耐震改修計画作成費用の一部を支援します。

なお、構造が丸太組工法

およびプレハブ工法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外です。

3 木造住宅耐震改修工事助成事業
市の助成による耐震診断の実施後、耐震改修計画に基づき、耐震改修工事、または建て替え工事を実施する場合、補助金を交付します。なお、改修工事、または建て替え工事は平成30年1月31日までに完了することが必要です。

5月8日(月)～12月8日(金)
予算がなくなり次第、受け付けを終了させていただきます。

☎ 建築指導課
(内線5675)

石巻第二霊園墓所申込受付開始

申請書配付期間

5月15日(月)～19日(金)午前9時～正午、午後1時～5時

申請書受付期間

5月22日(月)～26日(金)午前9時～正午、午後1時～5時

申請書配付・受付場所

市役所3階 環境情報センター(環境課隣)

※各総合支所および支所で申請書の受け取りはできません。また、郵送での申請は受け付けしません。

使用許可予定区画数

一般墓所(4㎡墓所) 90区画

個別集合墓所 20区画

※個別集合墓所とは複数の個人専用納骨室(カロート)を設置した集合墓所です。

墓碑等の制限

墓碑や外柵(囲い)の高さ等については制限がありますので、使用申込実施要領をご確認ください。

申込資格

一般墓所(4㎡墓所)

次の要件を全て満たす方

(1) 2月15日(水)以前から市内に住所を有する方で、墓所の祭し者

(2) 申請者(家族を含む)が墓所(納骨堂は含まない)を有していないこと。ただし、網地島および田代島に墓所を有している方は申し込みができます。

(3) 焼骨を有する方(死体(胎)埋・火葬許可証または寺院等からの焼骨の埋・収蔵の確認書が必要です)。ただし、東日本大震災で遺体が発見されずに死亡認定を受けられたご遺族は申し込みができます。

個別集合墓所

2月15日(水)以前から市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方は申し込みができます。

(1) 申請者が自己のために使用する時。

(2) 申請者が現に保有している親族等の御遺骨を埋蔵するために使用する時。

抽選日時

一般墓所(4㎡墓所) 6月3日(土)午前10時

個別集合墓所 6月3日(土)午後1時30分

抽選会場 市総合体育館アリーナ

使用料および管理料

一般墓所(4㎡墓所) 使用料 360,000円

管理料 18,000円(5年分)

個別集合墓所 使用料 96,000円

管理料 90,000円(永代で一括)

☎ 環境課(内線3365)

国土交通省河川愛護モニター募集

資格 活動区間の沿川に在住している人で、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心のある満20歳以上の健康な方

活動内容 ①日常生活の範囲内で知り得た河川に関する情報の提供

②河川に関する地域の要望を河川管理者へ連絡

③地域住民に対する河川愛護思想の普及啓発

④活動区間の河川を毎月1回以上観察して、気付いた点等の報告

⑤その他

活動区間

旧北上川(内海橋から石井閘門まで)

北上川(新北上大橋から北上大堰まで)

定員

各1人(活動区間ごと)

※応募多数の場合は、書類選考で決定します。

任期

7月1日(土)～平成30年6月30日(1年間)

報酬

月額4,500円程度

申込方法

履歴書(写真貼付)を送付してください。

申込期限

平成29年5月16日(火)必着

☎

〒986-0861 蛇田字新下沼80

北上川下流河川事務所占用調整課

☎94-9851

☎

市河川港湾室(内線5608)

認知症サポーターになりませんか

「認知症」は、誰にでも起こりうる脳の病気で、65歳以上では7人に1人にその症状があるといわれています。

市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指しています。

認知症サポーターとは、認知症について学び、正しい知識で、認知症の人や家族を温かく見守り支える人のことをいいます。「認知症サポーター養成講座」を受講することで、ごなってもなることができます。

地域や職場で、自分が認知症の人に何ができるか考えていけるよう、認知症について学んでみませんか。講座では、認知症の症状や認知症の人と接する時の心構え等をわかりやすく説明します(90分程度)。

☎ 福祉総務課
(内線2881)

太陽光発電システム等を設置した方へ補助金を交付します

受付機関

5月8日(月)～平成30年3月30日(金) (予算がなくなり次第終了)

対象

・太陽光発電システム：平成29年4月1日以降に電力会社と太陽光受給契約(系統連系電圧は低圧で、配線方法は余剰配線とした契約に限る)を締結した方、または、平成28年度中に同様の太陽光受給

契約を締結し、この補助金をまだ受けていない方。・設置用蓄電池およびHEMS：平成29年4月1日以降に設置を完了した方、または、平成28年度中に同様の設置を完了し、この補助金をまだ受けていない方

※新設が対象で、増設等は対象外となります。

申請方法 申請書に必要事項を記載の上、必要書類を添えて持参するか郵送(必ず書留等配達記録が残る方法)してください。申請書は、環境課、各総合支所市民生活課および各支所の窓口で交付しています。また、ホームページからもダウンロードできます。

☎ 環境課
(内線3368・3366)

雨水利用タンクを設置した方へ補助金を交付します

受付期間

5月8日(月)～平成30年3月30日(金) (予算がなくなり次第終了)

対象

市内に住所を有する個人または市内に事業所等を置く法人で、平成29年4月1日以降に市販されている80ℓ以上の雨水利用タンク(雨水貯留槽)を設置した

方、または平成28年度中に同様の設置を完了し、この補助金をまだ受けていない方。住宅または事業所1棟につき1基までを対象とします。

雨水タンクのメリット ①水を庭木に利用することにより、水道料金の節約になります。

②災害等の断水時に、ためた雨水をトイレ等の雑用水に利用できます。

補助金の額

雨水タンクの購入(設置費用含む)費用の2分の1(上限は3万円)

旧門脇小学校校舎と大川小学校旧校舎の震災遺構整備方針に関する説明会

市がこれまで検討を重ね、まとめた、震災遺構として保存する旧門脇小学校校舎および大川小学校旧校

舎の整備方針(案)について、地域住民の方々や両校の卒業生の皆さんから意見を聴き、今後の整備に反映させるため、説明会を開催します。

注意事項

会場は駐車スペースが限られておりますので、公共交通

申請方法 申請書に必要事項を記載の上、必要書類を添えて持参するか郵送(必ず書留等配達記録が残る方法)してください。申請書は、環境課、各総合支所市民生活課および各支所の窓口で交付しています。また、ホームページからもダウンロードできます。

☎ 環境課
(内線3368・3366)

☎ 震災伝承推進室
(内線4754)

	とき	ところ	対象
旧門脇小学校校舎の整備方針に関する説明会	5月13日(土) 午前10時～(2時間程度)	中央公民館 大ホール	・現在、新門脇地区に住んでいる方やこれから住む予定の方 ・過去に門脇地区に住んでいた方 ・旧門脇小学校に在籍していた方
大川小学校旧校舎の整備方針に関する説明会	5月13日(土) 午後2時～(2時間程度)	ビッグバン 文化交流ホール	・現在、大川地区に住んでいる方やこれから住む予定の方 ・過去に大川地区に住んでいた方 ・大川小学校に在籍していた方

行政情報

固定資産税・都市計画税のお知らせ

納税通知書を発送します
平成29年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月1日(月)に発送します。

納期限
第一期 5月31日(水)

第二期 7月31日(月) 第三期 11月30日(木) 第四期 平成30年2月28日(水)
記載内容は平成29年1月1日現在における資産の状況となっておりますので、異なる場合はご連絡をお願いします。

なお、固定資産税・都市計画税のあらましについては、ホームページをご覧ください。

津波被害による減免

東日本大震災による津波により被害を受けた区域の

歴史講演会「よみがえる北上川河口の歴史」

北上川(追波川)河口周辺では、東日本大震災の津波で地域の古文書その他の歴史資料も数多く失われました。そこで、地域の歴史を語るさまざまな資料から、江戸時代の農林業と、それに取り組んだ人々の様子を学ぶ歴史講演会を開催します。



とき 5月27日(土)午後1時
ところ 河北総合センター「ビッグバン」(成田字小塚裏畑54)
講演 高橋美貴(東京農工大学准教授)「古文書から見る江戸時代の追波の森林と村びとたち」
平野哲也(常磐大学准教授)「江戸時代北上川下流域における自然と社会―川とともに生きた百姓・家中―」
主催 宮城歴史資料保全ネットワーク
佐藤 ☎080-1666-5919
市生涯学習課 (内線5056)

「環境市民講座」受講生募集

籠峰山で「自然観察会」を実施します。
とき 6月10日(土)10時
ところ 籠峰山
対象 市内在住または市内に通勤、通学している小学生以上の方(小学校3年生以下は保護者同伴)
定員 30人以内〔先着〕
申込方法 はがきに、受講希望の旨、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業(学校名)、電話番号を記入の上、郵送してください。(FAX、メールも可)
申込期限 6月5日(月)
☎986-8501(住所不要)
環境課(内線3368)
FAX 22-6120
✉isenv@city.ishinomaki.lg.jp

た場合は該当するの不明ですので、問い合わせください。

資産税課

(内線3116・3124・3125)

市・県民税特別徴収・軽自動車税のお知らせ

1 市・県民税特別徴収額決定通知書を事業所(給与支払者)に発送します。
発送予定日 5月中旬

2 軽自動車税納税通知書を発送します。
発送予定日 5月1日(月)

納期限 5月31日(水)

被災代替資産の特例
被災した資産に代わる資産を取得した場合、代替特例があり、適用を受けるためには申告書の提出が必要です。

償却資産の申告時や新増築家屋の調査時は聞き取りの上、申告をいただいています。土地を先行取得し

場合には、申請により軽自動車税の減免が受けられます。減免申請に必要なもの

車検証、運転免許証、身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑、個人番号カードまたは個人番号通知カード

申請期間 5月1日(月)～24日(水)
※通知書が届かない場合は、問い合わせください。

市民税課
特別徴収について(内線3094)

軽自動車税について(内線3101)
各総合支所市民生活課各支所

自動車税の納期限は5月末

納税通知書は5月上旬に郵送します。納期限までに忘れずに納付しましょう。納税相談も随時行っていますので、ご利用ください。
☎95-11411
宮城県東部県税事務所

日赤活動資金にご協力ください

日本赤十字社では、災害救護、青少年赤十字、各講習会の普及等さまざまな事業を行っています。東日本大震災では医療救護活動、救援物資の配布、こころのケア等に取り組んでまいりました。

これらの活動資金は賛同していただく皆さんからの協力金(会費)で支えられています。今年度も善意の協力金をよろしくお願いします。

☎ 日本赤十字社宮城県支部 石巻市地区事務局(福祉総務課内)(内線2462)
2)

救命講習の募集

とき 5月28日(日)午前9時～正午
ところ 石巻広域消防本部2階大会議室(大橋一丁目1-1)

対象 中学生以上
定員 30人〔先着〕
申込期間 5月8日(月)～18日(木)午前9時～午後5時

申込方法 最寄りの消防署、分署、出張所または石巻広域消防ホームページにある申込用紙で申し込みください。

※再講習の方は、受講申請時および講習日に修了証を持参してください。
☎95-7112
石巻広域消防本部警防課
☎95-74333

いきいき100歳体操サポーター養成講座参加者募集

サロン活動の継続と介護予防のための体力強化の体操であるいきいき100歳体操の実技指導

とき 5月～7月までの5回コース(詳細は問い合わせください)

ところ 保健相談センター
対象 自主活動をしているサロン関係者でいきいき100歳体操を実践したい団体

定員 50人程度(各サロン5人まで)
申込方法 電話で申し込みください。

申込期限 5月15日(月)
☎ 介護保険課(内線2437)

冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・テレビ洗濯機・衣類乾燥機は市で回収していません

家電リサイクル法により、冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機を市では処分できません。

家電製品の処分については、家電小売店または廃棄物処理の許可業者へ処分を依頼するか、郵便局でリサイクル料金を支払い自分で指定取引場所へ運搬することになります。

●リサイクル料金の一例
冷蔵庫・冷凍庫

171ℓ以上4,644円
170ℓ以下3,672円
テレビ
16インチ以上2,916円
15インチ以下1,836円
洗濯機・衣類乾燥機
2,484円
エアコン
972円

※メーカーや製品の種類によって、料金が異なる場合があります。

※別途郵便振替手数料130円が必要です。
指定取引場所 斎武商店(三河町7-4) ☎93-5111

※指定取引場所のうち、日本通運仙北支店は5月31日(水)で家電品引取業務を終了します。ご注意ください。

☎ 廃棄物対策課(内線3375・3376)
6)

農地の無断転用や耕作放棄地をなくしましょう

農地の無断転用や耕作の放棄は、雑草の繁茂や病害虫を発生させ、周辺農地に多大な迷惑を掛けたり、ごみの不法投棄を誘発し、周辺農地を含めて荒廃させたりするおそれがあります。

このような事態を防ぐため、農地の転用や売買・賃貸については相談や申請を受け付けています。また、6月から全ての農地を対象に利用状況調査を行います。農地所有者の皆さんのご協力をお願いします。

☎ 農業委員会事務局 ☎62-4826

防災ラジオテスト放送

5月11日(木)午後3時ごろ
☎ 危機対策課(内線4158)

福島第一原子力発電所事故による放射線の影響

除染等が必要となる空間放射線量は、毎時0.23マイクロシーベルトと定められています。市内において放射線量の測定を行った結果、測定地点の全てで、健康に影響を与えるような数値は検出されませんでしたので、ご安心ください。

※住民持ち込みによる食品等の放射性物質の簡易検査および空間放射線簡易測定器の貸し出しを行っています。

☎ 環境課(内線3366)

空間放射線量の測定結果

測定箇所	測定結果	測定期間
市立小学校、市立中学校、市立高等学校(敷地)	0.05～0.09	3/1～3/29
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園(敷地)	0.05～0.08	3/1～3/30
公共施設等(ホットスポット調査)	0.05～0.10	3/1～3/28
牡鹿地区集落	0.05～0.17	3/9～3/16

生活にお困りの方は 「はご相談ください」

生活困窮者自立支援法に
基づく自立相談支援窓口を
開設しています。生活に不
安を抱えている方や、仕事
に就く自信のない方等、一
人で悩まずにご相談くださ
い。どうしたらいいかを一
緒に考え、生活の安定や就
労促進等、解決に向けたお
手伝いをします。

また、同時に小学校4年
から中学校3年生までのお
子さんの養育や学習につい
てのご相談も可能です。

保護課
(内線2504・2505)

石巻警察署から

《未成年の飲酒・喫煙》
未成年の飲酒・喫煙は法
律違反です。

未成年者に対し、保護者
が飲酒・喫煙をやめさせな
いときや販売者が年齢を確
認せず酒やたばこを販売し
たときは、法律により罰せ
られることがあります。

〈例〉保護者が子どもに
taspoカードを貸し出
し、たばこを買わせた場合
等。

平成28年中、県内では1
100人以上の子どもたち
が飲酒・喫煙で補導されて
おり、石巻署管内でも、1
70人以上の子どもたちを
補導しています。

未成年者の飲酒・喫煙防
止に協力をお願いします。

石巻警察署生活安全
課 ☎95-4141

ハローワーク石巻 「マザーズコーナー」

仕事と子育ての両立のた
めの情報提供や、担当者に
よる職業相談(要予約)等
を行っています。

お子さん連れの利用も可
能ですので、ぜひご利用く
ださい。

ハローワーク石巻
「マザーズコーナー」
☎95-0158
市商工課
(内線3523)

市民相談センターから

《迷惑メールに注意!》

携帯電話やパソコンに
「サイト料金が発生してい
るので、身に覚えのないと
きや誤操作の場合は連絡
をするように」というメー
ルが届いたという架空請
求の相談が多発していま
す。

慌てて連絡をしてしま
うと、言葉巧みに個人情報
聞き出されてしまいますの
で、絶対に連絡しないでく
ださい。

最近では、コンビニでギ
フト券を購入し、その番号
を知らせるよう指示された
という事例も発生していま
すが、典型的な詐欺の手法
ですので十分注意しまし
ょう。

弁護士による無料法律相
談

日程等は「5月の相談あ
んない」をご覧ください。

市民相談センター
(消費生活相談)
☎23-5040

5月の相談あんない

行政

- 行政書士相談
15日(月) 午前10時～午後3時 市役所2階相談室A・B
☎22-8471
- 行政相談
8日(月) 午前10時～午後3時 北上保健医療センター
10日(水) 午後1時～3時30分 河南総合支所第2庁舎1階会議室
10日(水) 午後1時30分～3時30分 石巻中央公民館楽屋

子ども

- 県東部児童相談所(石巻合同庁舎) 18歳未満の子どもに関する相談
午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く) ☎95-1121
- 子育てに関する相談 子育て世代包括支援センター(子育て支援課)
午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く) ☎24-6848

介護

- 各地区包括支援センター ※ () 内は担当地区
中央(石巻・中央) ☎21-5171 河北(河北) ☎61-1252
稲井(稲井・住吉) ☎93-8166 雄勝(雄勝) ☎61-3732
蛇田(蛇田) ☎92-7355 河南(河南) ☎86-5501
山下(山下・釜・大街道) ☎96-2010 ものう(桃生) ☎76-5581
渡波(渡波・荻浜) ☎25-3771 北上(北上) ☎61-7023
湊(湊) ☎90-3146 牡鹿(牡鹿) ☎44-1652

交通事故

- 県交通事故相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)
午前8時30分～午後4時45分(土日・祝日を除く) ☎95-1411(内線241)
- 交通事故に伴う自動車保険請求相談(そんぼADRセンター東北)
午前9時15分～午後5時(土日・祝日を除く) ☎0570-022808

暮らし

- 物忘れ相談(開成仮設診療所内)
とき 18日(木) 午後1時30分
定員 2件〔先着〕※要予約
※定員超過の場合は別日に2件まで対応を検討します。
☎ 介護保険課(内線2437)
- 女性のための面接相談
心身不調、人間関係、夫婦問題、DV等のさまざまな問題に無料で応じます。
とき 17日(水) 午前10時30分、午後1時、午後3時30分
ところ 市役所2階相談室B
定員 1日3人〔先着〕※要予約
担当 田口 京子(日本フェミニストカウンセリング学会認定カウンセラー)
☎ 地域協働課(内線4234)
- 年金に関する相談(石巻年金事務所 ☎22-5115)
・毎週月曜日(休日のときは翌日)は相談時間を午後7時まで延長します。
・休日年金相談 13日(土) 午前9時30分～午後4時
- 無料人権相談
8日(月) 午前10時～午後3時 北上保健センター指導室
10日(水) 午前10時～午後3時 河南総合支所第2庁舎1階会議室
19日(金) 午前10時～午後3時 河北総合支所2階会議室
☎ 仙台法務局石巻支局 ☎22-6188

- 無料法律相談会※予約優先
司法書士が無料で相続登記・法律相談に応じます。
とき 水・土曜日(祝日を除く) 午後1時30分～4時30分
ところ 石巻司法書士相談センター(鑄銭場5番9号いせんばプラザ102号)
受付 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)
☎ 石巻司法書士相談センター ☎96-3611
- 弁護士による無料法律相談(内線2532・2533)
午前10時30分～午後4時 市役所2階市民相談センター相談室
9日(火) 萩総合法律事務所 樋渡弁護士
23日(火) 齋藤智法律事務所 齋藤弁護士
※定員1日9人〔先着〕 予約受付開始 5月1日(月) 午前9時
- 法律(弁護士)相談
・仙台弁護士会石巻法律相談センター(石巻駅前ビル4階 穀町12-18)
平日 午後1時30分～4時30分
日曜 午前10時30分～午後4時30分
震災時、被災3県に在住の方は刑事事件・法人を除き全て無料です。
☎ 仙台弁護士会法律相談センター ☎022-223-2383
(受付 午前10時～午後5時〔先着〕 土日・祝日を除く)
※当日の相談予約・キャンセルは直接、石巻法律相談センターへ
午前10時～午後3時 ☎23-5451
- 農家相談(河北総合支所3階会議室)
18日(木) 受付開始 午後1時30分
詳細については、事前に問い合わせください。
※農地法許可申請受付期間 8日(月)～11日(木)
☎ 農業委員会事務局 ☎62-4826

- 県政に関する相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)
午前8時30分～午後4時45分(土日・祝日を除く) ☎95-1411(内線241)
- 県消費生活相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)
午前9時～午後4時(土日・祝日を除く) ☎93-5700
- 震災に関する裁判所の手続き案内(仙台家庭・簡易裁判所)
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く) ☎022-745-6090
- 市民相談センター
・市民生活相談 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)
・市民相談(内線2532) 家庭児童相談(内線2534)
・少年相談(内線2533) 午前9時～午後5時(月・水・木・金曜日)
・消費生活相談 ☎23-5040 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)
- 虐待防止センター(市役所2階)
・児童、高齢者、障害者の各種虐待相談およびDV相談(内線2535・2538・2539・2543) ☎23-6614(直通) 午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

境界・登記の無料相談

- とき 6月1日(木) 午前10時～午後3時 ※予約不要
- ところ 石巻中央公民館 第2教養室、第2講座室、和室
- 相談内容
・土地建物調査測量・分筆・合筆登記・土地の境界
・保存登記・売買・相続・贈与による移転登記
・抵当権の設定・変更・抹消の各登記
・役所への許認可申請手続き
- ☎ 宮城県土地家屋調査士会石巻支部 ☎83-4095
市総務課(内線4037)